

事務連絡
令和4年6月1日

菅原産業株式会社全社員 殿
菅原産業細倉運輸株式会社全社員 殿

新型コロナウイルス ガイドライン《6月1日改定版》

《感染者や濃厚接触者が発生した場合》

更新箇所の下線を引いております。

※詳細な判断基準等は菅原産業・菅原産業細倉運輸の対応マニュアルによる。

菅原産業株式会社
代表取締役 菅原 澄

感染者や濃厚接触者が発生した場合には、保健所と医療機関の指示によることが基本であるが、急激な感染拡大により、保健所や医療機関との連絡が困難になり、具体的な指示が得られにくい状況が生じる可能性が想定される。そのような事態には会社が自宅待機などを要請する場合があります、下記の通り、予め定めておくこととする。

1. 社員が感染した場合

- 1) 社員の感染が確認された場合、保健所や医療機関の指示に従い、一定期間の入院治療、隔離、自宅待機等を行う。
- 2) 当該社員の自宅待機期間は保健所や医療機関の指示にしたがう。保健所等から明確な指示が得られない場合、菅原産業新型コロナ感染時等対応マニュアルによるものとする。
- 3) 保健所から明確な指示が得られない場合、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法、就業規則第53条及び第56条の規定に基づき、会社が自宅待機等を要請する場合がある。
- 4) 医療機関の許可がでて職場復帰してからも、マスクの着用等の感染防止対策を継続し、体調を確認する。
- 5) PCR 検査は限界があり偽陰性（陽性なのに陰性と判断すること）が発生することは否定できない。PCR 検査の結果を絶対的な基準とせず、医師の診断を仰ぐ。
- 6) 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、会社が復帰する社員に「陰性証明や治癒証明」の提出を指示したりしないこと。（診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けるため。）
- 7) 自宅待機等を要請した場合、出勤扱いとし、勤務評価においても不利にならない。また国の施策に基づき、休業中の賃金等の支給を行う。

2. 社員が濃厚接触者となった場合

- 1) 社員が濃厚接触者となった場合は、保健所等の指示に従い感染防止措置を講じる。
- 2) 保健所等から明確な指示が得られない場合、または保健所等の指示に加えて、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法、就業規則第53条及び第56条に基づき、濃厚接触者に対して会社が自宅待機などを要請する場合がある。
- 3) 自宅待機等を要請した場合、出勤扱いとし、勤務評価においても不利にならない。また国の施策に基づき、休業中の賃金等の支給を行う。

3. 濃厚接触者の疑いのある者

保健所から「濃厚接触者」と認定されていない社員は、会社の対応マニュアルに従い、出勤できるものとする。